

「みやざき学び旅」促進事業助成金 Q&A

【助成金制度について】

Q1 助成対象期間について

A **令和5年4月1日以降に出発し、令和6年3月31日までに終了するもの**が対象となります。助成要件については要綱をご覧ください。

Q2 過去（令和2年度から令和4年度）に、助成を受けましたが制限はありますか。

A 特に制限は設けておりません。

Q3 他の都道府県や市町村の助成制度との併用は可能ですか。

A 特に制限は設けておりません。

【貸切バス借上げ費用助成について】

Q1 バス助成額は1台あたり1日いくらになりますか。

A **貸切バス1台あたり1日30,000円**の助成となります。たとえば、宮崎県内に1泊2日の行程（2日間とも宮崎県内での体験や観光行為を含む）でバスを2台借上げた場合、@3万円×2台×2日で、最大12万円の助成となります。

Q2 借上げ料金が3万円に満たない場合はどうなりますか。

A 借上げ料金が税込み3万円に満たない場合は、実際に要した費用を助成します。

Q3 バスの種類（大型・中型）に制限はありますか？

A 特に制限は設けておりません。ただし、中型タクシー等は対象外になります。小規模校の場合はジャンボタクシーの利用も対象となります。

【商品企画開発助成について】

Q1 1人泊あたりの助成額はいくらになりますか。

A **1人泊あたり1,000円**の助成となります。

Q2 県内宿泊施設にカーフェリーは含まれますか？

A カーフェリー乗船前後の行程に宮崎県内での体験や観光行為が組み立てられていれば、**カーフェリーでの宿泊も対象**となります。詳細はお問い合わせください。



Q3 商品企画開発助成は生徒・教員のみが対象ですか。

A 生徒、教員の他に、添乗員、看護師、カメラマン、保護者が対象となります。
バスの運転手、バスガイドは対象外です。

【申請について】

Q1 申請は誰が行いますか。

A **申請は全て旅行会社様が行います。**

Q2 申請書はいつまでに提出すればいいですか。

A 交付申請書類（様式第1号・様式第2号）は旅行出発日の10日前までに、
変更・中止承認申請書（様式第4号）は旅行出発前までに、実績報告書類
（様式第6号・様式第7号）は旅行終了日より起算して20日以内に提出を
お願いします。また、申請書は全て原本での提出が必要となります。

Q3 交付申請時よりバスの台数、もしくは宿泊人数が増加しました。何か手続きは
必要ですか。

A 変更申請書（様式第4号）を旅行出発前までにご提出ください。なお、当初申請
金額より減額している場合や、旅行日程のみの変更の場合の提出は不要です。
※旅行日程のみの変更は、様式第4号の提出は必要ありませんが、ご一報ください。

Q4 書類に誤りがありました。訂正はどのように行えばいいですか。

A 該当箇所には二重線を引き、訂正印の押印をお願いします。訂正印は旅行会社様の
会社印（申請書に押印している印）です。実績報告書につきましては、訂正箇所によ
っては学校印も必要となる場合がございますので、詳細はお問い合わせください。

Q5 宿泊利用証明書に押印する印鑑は、フロントの方の印鑑でも
いいですか。

A 問題ありません。ただし、訂正箇所があった場合の訂正印も
同一の印鑑が必要となりますので、ご注意ください。



その他ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

(公財) 宮崎県観光協会 教育旅行 ☎0985-25-4676